

宿泊約款・規約 - ストーリーライン瀬長島

目次

利用規則	1
宿泊約款	6

2023年8月

東急ホテルズ&リゾーツ株式会社

【ストーリーライン瀬長島】

東急ホテルズ&リゾーツ株式会社

2023年8月1日制定

利用規則

ストーリーライン瀬長島（以下、「当ホテル」という。）では、宿泊客（以下、「お客様」という。）に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき下記の通り利用規則を定めております。この利用規則をお守りいただけない場合は宿泊約款第7条により、宿泊または当ホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この利用規則をお守りいただけないことにより生じた事故については、お客様に損害のご負担をいただくことがございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

第1条 安全・保安事項

1. お部屋からの「避難経路図」は各客室ドア内側に表示してありますのでご確認ください。
2. お部屋および廊下では当ホテルの許可なく暖房用、炊事用等の火器およびご自身でお持ちのアイロン等の持ち込みはご遠慮ください。
3. 喫煙スペースを除き、当ホテル内での喫煙(電子タバコ等含む)は固くお断りいたします。
その他火災の原因になるような行為はなさないでください。なお、禁煙客室内で喫煙(電子タバコ等含む)、および吸い殻等の持ち込みが確認された場合は、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる費用を請求させていただくこともございますのでご了承ください。
4. バスタブへの湯張り中、または洗面台に水を溜める際、仮眠その他の事由により開栓を放置しますと湯や水があふれ、重大な漏水事故となりますのでご注意ください。

第2条 客室のご利用について

1. ご宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。
2. 長期のご宿泊利用により居住に関する法律上の権利が発生することはないことをご了承ください。
3. 当ホテルの許可なく、客室を営業行為・事務所・パーティ等、宿泊以外の目的で使用しないでください。
4. 当ホテルの許可なく、客室内の備品を移動したり、客室内に造作を施したり、あるいは改造したりしないでください。
5. 客室内の備品は、客室外に持ち出さないでください。
但し、バスケット、プールバッグは客室外での使用後は元の位置にお戻しください。
6. 当ホテルの外観を損なう物を窓側に置かないでください。

7. 当ホテルの許可なく 18 歳未満の方の単独のご宿泊は、お断りさせていただきます。

第3条 ルーム（カード）キー

1. ご滞在中、お部屋から出られる際は、客室のカードキーをお持ちになり、必ず施錠をご確認ください。
2. 特にご就寝中は内鍵、および掛け金をおかけください。ドアをロックされても不用意に開扉なさらず、ドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合はフロントまでご連絡ください。
3. 客室のルーム（カード）キーを紛失された場合には、フロントまでお申しつけください。
4. お部屋のカードキーは、当ホテル出発の時必ずフロントへご返却ください。

第4条 来訪者

外来のお客様と客室内でのご面会をご遠慮いただいております。

第5条 貴重品のお取り扱いについて

1. 貴重品や高価な物は、必ずご自身で管理されるようお願いいたします。
2. 室内金庫のご利用にあたっては、ご自身で扉の施錠設定をお願いいたします。
上記手続きをおとりにならず、現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償いたしかねますのでご了承ください。

第6条 遺失物のお取り扱いについて

1. 遺失物は、法令に基づいて対応させていただきます。
2. お客様のチェックアウト後、お客様の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め 7 日間当ホテルにて保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。
但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め 3 ヶ月間保管の後に処分させていただきます。
また、お忘れ物が食品や保管管理が困難な場合は、廃棄させていただくことがございます。

第7条 駐車場の利用

1. 駐車場のご利用に際しては、所定の駐車場に駐車をお願いいたします。
2. 当ホテル利用客が駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責

任は、負わないものとします。

第8条 お会計

1. ご利用代金のお支払いは、現金、または当ホテルが認めたご利用券、宿泊券、クレジットカード等、もしくは当ホテルが認めたそれに代わるもので行っていただきます。また、ご宿泊者以外の両替には応じかねますのでご了承ください。
2. 予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。
ご延長の場合はそれまでの費用や追加の予定明細のお支払いをお願いいたします
3. 到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。
また、ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたら、その都度フロントでのご精算をお願い申し上げます。
4. お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。

第9条 朝食券、優待券、割引券

1. ご利用にならなかった朝食券については、返金および払い戻しには応じません。
2. 当ホテルが発行する優待券・割引券等の返金および払い戻しには応じません。

第10条 当ホテル内での迷惑行為

1. 当ホテル内に他のお客様への迷惑になる下記の物品の持ち込み、または行為等をご遠慮ください。
 - (1) 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般（ただし、法で定める補助犬は除く、また当ホテルが別に定めるペット同伴宿泊同意書に基づき可能とする）
 - (2) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
 - (3) 悪臭および強い匂いを発する物
 - (4) 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - (5) 著しく多量のお荷物および物品
 - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
2. 当ホテル内での賭博や風紀・治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となる行為、不快感を与えるような行為。
3. 当ホテルの外観を損なうようなものをお部屋の窓にかける行為、窓側への陳列行為。
4. 当ホテルに許可なく、お部屋やロビーでの営業行為などのご宿泊以外のご利用。
5. 当ホテル内で許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売。
6. 当ホテル内で施設・備品を所定の場所や用途以外で使用する、現状を著しく損なうようなご利用。
7. 館内および敷地内のお客様にご迷惑になるような撮影行為。

8. 当ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさる行為。
9. 廊下やロビーへの所持品の放置。
10. 緊急事態、あるいはやむを得ない事情以外での当ホテル従業員エリア・非常階段・屋上・搭屋・機械室等への立ち入り。
11. 当ホテル外部からの飲食物の出前。（ただし、当ホテルが提携した飲食店等は可）
12. 当ホテル建造物・家具・備品・その他物品の損傷・汚染、または紛失された場合には相当額を弁償していただくことがございます。
13. 当ホテルの信用を傷つけ、または当ホテルの不名誉となる内容の情報発信をされる行為。
情報発信における投稿等が法令に違反し、当ホテルが不適切と判断した場合には了解なく削除させていただきます。また第三者を誹謗中傷するような内容の書き込みはしないようお願いいたします。
14. その他法令で禁じられている行為。

第11条 当ホテル利用契約の解除

次に掲げる場合において、ご利用(ご利用に際しての予約・契約を含む)をご遠慮いただいております。また、予約・契約を締結した後において、その事実が判明したときには、その時点で予約・契約を解除いたします。

1. 当ホテル利用者に次の事由に該当する者がいる場合
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会勢力
 - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
 - (3) 法人でその役員に暴力団等の反社会勢力に該当する者がいるとき
2. 当ホテル利用者が当ホテル施設、もしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったと認められるとき。

第12条 エコロジー活動

1. 資源を大切に使うため節電・節水にご協力をお願いいたします。

第13条 個人情報

1. 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取扱います。

第 14 条 利用規則の変更

1. この利用規則は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、会社は次の各号の場合に、会社の裁量によりこの約款を変更することがあります。
 - (1) この利用規則の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
 - (2) この利用規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、会社がこの利用規則を変更する場合、この利用規則を変更する旨及び変更後の利用規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、本施設の専用ホームページ（URL：<https://www.tokyuhotels.co.jp/>）に掲示にて通知します。
3. 変更後のこの利用規則の効力発生日以降に、宿泊客が当ホテルを利用したときは、この利用規則の変更に同意したものとみなします。

ストーリーライン瀬長島宿泊約款

東急ホテルズ&リゾーツ株式会社

2023年8月1日制定

適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名および宿泊人数
- (2) 泊日および到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による。）
- (4) a. 申込者名およびその連絡先
b. 宿泊料金の支払者およびその連絡先
- (5) 18歳未満の単独の宿泊の場合は保護者の同意書
- (6) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱いいたします。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱いいたします。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき
- (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。もしくはその他感染により罹患する恐れのある疾病にかかっているとき
- (5) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力であるとき
- (6) 宿泊客が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
- (7) 宿泊客が法人で、その役員に暴力団等の反社会勢力に該当する者がいるとき
- (8) 宿泊客が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (10) 宿泊客が泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、および宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（都道府県等の規定にもとづく）
- (11) 各都道府県が定める条例に該当するとき

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を全部または、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であってその支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2項に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ、到着予定時刻が明かさ

れている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがございます。

当ホテルの契約解除権

第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがございます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、この約款(別途に定める「利用規則およびその他諸規則」を含む。)、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。もしくはそのほか、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっているとき
 - (3) 天災、施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (4) 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊者に影響を及ぼすおそれがあると認められるときあるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (5) 当ホテルが定める利用規則およびその他諸規則の禁止事項に従わないとき
 - (6) 指定された喫煙室・喫煙場以外で喫煙したとき
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき
 - (8) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの、反社会的勢力と判明したとき
 - (9) 宿泊客が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - (10) 宿泊客が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいるとき
 - (11) 宿泊客が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
 - (2) 日本国内に住所を持たない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日(パスポートのコピーまたはスキャナーによる複写)
 - (3) 出発日および出発予定時間
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、当ホテルが認めたご利用券、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただき

ます。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、フロントにご確認ください。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次の掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過午後 3 時までは、基本宿泊料金の 25%
- (2) 午後 6 時までは、基本宿泊料金の 50%
- (3) 午後 6 時以降は、基本宿泊料金の 100%

利用規則等の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが別に定める利用規則およびその他諸規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はウェブサイト、各所等でご案内いたします。

(1) フロント、キャッシャー等サービス時間

イ) 門限……………なし

夜間は正面玄関等の施錠を行っておりますが、ご入館に関しては設置されたインターホンをご利用下さい。

ロ) フロントサービス……………24 時間

(2) 飲食等（施設）サービス時間：ウェブサイト、TV インフォメーション、各所でご案内いたします。

(3) 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には、適切な方法をもってお知らせいたします。

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めたご利用券、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の到着もしくは出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものといたします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償額とさせていただきます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき理由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。

2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または、現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償いたします。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め 7 日間当ホテルにて保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め 3 ヶ月間保管の後に処分させていただきます。また、お忘れ物が食品や保管管理が困難な場合は、廃棄させていただくことがございます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものといたします。

駐車責任

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場または、契約駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

宿泊客責任

第 18 条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

個人情報

第 19 条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切にお取扱いいたします。

約款の変更

第 20 条 本約款は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、会社は次の各号の場合に、会社の裁量によりこの約款を変更することがあります。

(1) この利用規則の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。

(2) この利用規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項により、会社がこの利用規則を変更する場合、この利用規則を変更する旨及び変更後の利用規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、本施設の専用ホームページ (URL : <https://www.tokyuhotels.co.jp/>) 掲示にて通知します。

3. 変更後のこの利用規則の効力発生日以降に、宿泊客が当ホテルを利用したときは、この利用規則の変更に同意したものとみなします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 3 項および第 12 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊者が 支払うべき 総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料金 2. サービス料金(1.×10%)
	追加料金	3. 料飲料 4. サービス料(3.×10%) 5. その他の利用料
	税金	6. 消費税等 7. 入湯税

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

	予約申込人数	契約解除通知を受けた日						
		当日 (不泊含む)	前日	2 日前	3 日前	7 日前	14 日前	1 ヶ月前
一般	9 名まで	100%	50%	30%	20%	0%		
団体	10～60 名まで	100%		50%			20%	0%
	61 名以上	100%		80%			50%	20%

注

- 1.%は、予約時の宿泊料金（サービス料、消費税等を含む）に対する違約金の比率です。
- 2.朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額を違約金として収受します。
- 3.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受いたします。
- 4.団体客（10 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。
- 5.各旅行会社からのお申し込みのキャンセルにつきましては、お申し込みいただきました旅行会社の規定に準じる事といたします。

